

## 平成 29 年度 第 5 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 8 日 (金) 13 時 50 分から 14 時 15 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (8 人)

会長	10番	円丁会長
委員	1番	水野委員
	2番	羽鳥委員
	3番	早坂委員
	4番	港委員
	7番	木村委員
	8番	森 委員
	9番	宮尾委員

4. 欠席委員 (2 人) 6番 仲野委員  
5番 大武委員

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

第 6 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

農地係長 林係長

## 7. 会議の概要

円 丁 会 長

ただ今の出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、平成29年度第5回総会を開催いたします。日程に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

12月に入り、皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先日、11月29日から30日の日程で、農業者年金加入促進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会に、東京まで行つきました。全国の農業委員会の会長さんが集まつていろんな地区的会長さんの話を聞くことができたんですけども、道外の本州方面の会長さんの話だと、1つの市町村で1,000件とか2,000件の単位で農家があつて、その内の1割行くか行かないか程度の専業農家で、あとは大部分が兼業農家ということなんだけども、それも高齢化して離農があつて、担い手に農地を集積しましようということで農地利用最適化推進委員というのが置かれたわけですけれども、その担い手もですね、労力的に手一杯になってて、畑の1枚1枚が小さいもんだから、機械を大型化すればなんとかなるというもんでもないですし、もう手一杯の状態でこれから農地が余つてくるということを懸念している会長さんがたくさんいました。道内の会長さんですけれども、石狩とか胆振の会長さんとも話をすくことができたんですけれども、あのあたりは農地が高くてですね、新規の人が入つて経営が成り立つような感じじゃないと。で、離農があつたら、周りの人で分けて、吸収して、作物をつくるということなんんですけども、これは機械を大型化することによってまだまだ収穫することは可能だと。作物を作ることが可能だということですね。だから農地を余すということはあんまり考えていないということだけれども、生産物が安くてですね、なかなか経営として大変だということで、TPPなんてのはとんでもないという話を強くしておりました。で、最終的に宗谷の酪農専業地帯はどうだということなんだけれども、稚内の会長さんあたりは、もう段々と離農も多くて、農地をまあ今のところは何とか使つての状態だけども、これ以上離農があるとなかなか、機械を大型化すれば取得は可能だということなんだけれども、そんなに簡単に大型化することもできないで、これ以上の離農があるとちょっと農地を全部使い切るということは難しいという話をしました。で、猿払村なんだけれども、今のところは離農はたくさん出るという感じじゃないんだけども、今後やっぱり離農が出てですね、残つた人でどのように草地を利用していくかっていうことがこれから課題だということを感じました。で、農業者年金の話なんだけれども、平成13年に新制度に変わって、それで政策支援について月に2万円のうち、1万円なり7千円のですね、ある一

定の条件をクリアした人が政策支援を受けるというなんすけども。その政策支援を受けた人がもらうような段階に入ってきて、その時にはね、経営を移譲してないと満度にもらえないということですね、これ非常に大きいんで、皆さんの周りにもらうような可能性がある人がいたらぜひですね、そういうことを言っていただいて。詳しい話は農業委員会の事務局に連絡してほしいということを伝えください。で今、酪農景気いいからですね、今若い人が農業者年金に入ることは非常に将来プラスですので。これ完全に自分年金だから自分がかけたものを将来、自分をもらうという制度だし、全額控除となって税金対策にもなりますので、ぜひ若い人に。

農業委員が農業者年金を推進する役を負ってますから、ぜひとも地元に帰ってそういう話しをしていただければと思います。

本日も数件の案件がありますので、慎重審議のほどお願ひいたします。では座って進めさせていただきます。

円丁会長

日程第1、会期の決定について。会期は本日、1日限りといたしますが、これにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円丁会長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により8番森哲也君、9番宮尾敦子君を指名いたします。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告いたします。

小林局長

日程第3、事務報告。事務報告につきましては平成29年10月23日から平成29年12月7日までの案件となっております。

10月23日、平成29年度の第4回農業委員会総会をこの場にて開催しております。委員8名の出席となってございます。その後、午後から農地利用状況調査を、村内全域農地パトロールを実施しております。委員さん8名の出席のほか、農地パトロールにつきましては、中山間直接支払交付金の役員さんと一緒に回って歩いているという事業なので、そちらの方からも5名参加をしていただきまして事務局2名、合わせて15名の人員で農地パトロールを実施してきております。

10月28日から10月29日、宗谷酪農青年との交流会。これに

つきましては岩見沢市で開催をしております。事務局より浮中次長が参加してきております。内容につきましては、宗谷の男性6名、稚内市、猿払、浜頓別、中頓別、枝幸2名。女性6名、札幌市から3名、岩見沢市から3名。計12名での参加となってございます。会場につきましては岩見沢市にありますピツツエリア・ルッヂェという場所で交流会を行ったそうでございます。午後5時半からのスタートであったんですが、若干時間がおくれまして1時間遅れで実施してきております。ピザ作り体験、またフリータイム、またその後、二次会を実施してきております。最後には参加者全員でのラインのグループを作るなど、連絡するようなことができるようになっておりますので、今後どういった形になるのか、進展の方を期待しているというところでございます。

続きまして11月1日、平成29年度地区別農業委員・農地利用最適化推進員等研修会を豊富町で開催してございます。委員さん6名の出席になってございます。内容につきましては、宗谷地区での農業委員会の農業委員の研修会でありまして、全体で農業委員61名の参加で行っております。北海道農業会議よりは、三本部長、岡本技師を招き、農業委員会を取り巻く情勢、また制度の仕組み等の説明を研修してきたところでございます。

続きまして11月10日から11月12日、北海道新規就農フェアに参加しております。開催地につきましては札幌市で行ってございます。浮中次長が参加してております。11月11日土曜日に札幌市コンベンションセンターにて開催されており、当日の来場者につきましては682名であり、本村ブースには16名が訪れてきたということになってございます。16名の内訳につきましては高校生が10名、大学生が4名、会社員が2名だそうでございます。会社員の2名につきましては、農業関係等に興味があり、そういうことを踏まえ、JAから詳細なお話を聞きながらいろんな確認をするというようなことをやった形になってございます。

続きまして11月29日から30日、平成29年度農業者年金加入推進セミナー・平成29年度全国農業委員会会長代表者集会を、東京都で開催されています。先ほど会長の挨拶にもございまして、会長が参加をしてきてございます。内容については以上です。

円丁会長

日程第4報告、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第4報告、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。下記のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通

知の提出がありましたので御報告いたします。平成29年12月8日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

所在につきましては猿払村芦野3589番地の5。現況地目につきましては畠、面積3,390m<sup>2</sup>でございます。譲渡人といたしましては芦野〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして芦野の〇〇〇〇さんとなってございます。内容については使用貸借での利用権の設定となってございます。別紙の附属資料、見出しに報告となってございます。そちらの方をご覧ください。場所につきましては真ん中より若干左側に赤くマーカーをしてる場所でございます。この内容については後ほど議案にも出てくるんですが、〇〇〇〇さんの年金に関わる手続きによる、解約の手続きというふうになってございます。内容については以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を承ります。質疑がなければ報告を終了いたします。

日程第5議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長

日程第5議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。平成29年12月8日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

所在につきましては別紙のとおりになってございます。別紙をお開きください。別紙にはですね、所在芦野2173番地の1、現況畠、面積119,149m<sup>2</sup>から、下まで合計14筆となっており、合計面積、畠といたしまして531,631m<sup>2</sup>となってございます。所有者につきましては〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして、芦野〇〇〇〇さんとなってございます。利用権の設定につきましては、平成29年12月8日、本日より平成49年12月7日の20年間という形の使用貸借となってございます。附属資料のですね、見出し議案第1号の方ご覧いただきたいと思います。こちらにつきまして農地法第3条の審査表をお付けしているところでございます。第2項第1号から第7号まで判断理由の方を記載してございます。判断理由といたしましては、今回の要件に合致しているというものだったり、該当しないというものになっている内容となってございますので、一読いただきたいと思います。次のページには今回の利用権を設定する航空写真を添付してございますので、位置の確認はこちらでしていただければなとい

- うふうに思います。内容については以上です。
- 円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を承ります。
- 森 委 員 一つよろしいですか。これは○○○○さんが所有されてる畠あるいは採草放牧地というか、草地として使っている部分は、これが全てですか。
- 林 係 長 ○○○○さんが所有しているもので、他にも○○○○に利用権を設定している部分もあるんですけども、今回○○○○さんに使用貸借かける分は、○○○○さんが所有者であって○○○○さんが経営しているという扱いの農地になります。これで、○○○○さんが持っているものは全て、○○○○さんであったり、○○○○に集積がかかることになります。
- 森 委 員 わかりました。以上です。
- 小 林 局 長 昔、生前贈与を受けていた土地だけで、生前贈与でなく自分で持っていた土地は○○○○に利用権を設定していたんですけど、その残った分ということです。
- 森 委 員 だから、○○○○さんと○○○○で、○○○○さんの部分は全て利用するということですね、わかりました。
- 円 丁 会 長 他にございませんか。なければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 一 同 (異議なしの声)
- 円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって日程第5議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを原案のとおり可決決定いたします。
- 日程第6、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。内容について事務局より説明いたします。
- 小 林 局 長 日程第6議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地

利用集積計画の決定についてご審議願います。平成29年12月8日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

土地の所在につきましては猿払の3762番地の1、現況採草畑、地籍11, 631m<sup>2</sup>、から合わせまして4筆、合計で148, 750m<sup>2</sup>となってございます。対価につきましては3, 240, 000円、所有権の移転時期につきましては本日平成29年12月8日付け、引渡し時期につきましては、平成29年12月15日となってございます。譲渡人といたしましては浜猿払の○○○○さん、譲受人といたしまして、浜猿払○○○○さんになってございます。譲り渡しの理由につきましては、農地を売り渡して有効利用を図るという内容になってございます。譲り受ける理由といたしましても、農地を買い受けて経営の安定を図るということになってございます。こちらの方の内容についてもまた、別紙の附属資料の見出し第2号をご覧いただきたいと思います。こちらの方につきましても審査表を添付してございます。18条の条項の中の、第3項第1号から第4号までの案件につきまして判断理由を記載させていただき、適合か不適かという審査をさせていただいております。内容につきましては判断理由も合わせ、適という形で評価をしてございますので御審議の方いただきたいなということがあります。もう1枚めくっていただきまして、こちらの方につきましてが今回の譲り渡す面積、また、場所となってございますのでご覧いただけたらというふうに思ってございます。内容については以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を承ります。

早 坂 委 員

○○○○さんの土地って、この他にまだあるの？いや、個人の、農地以外の部分は別にして。

小 林 局 長

相続したらしいんですけど、その辺が出てきて農地がこれだけだったかな。宅地だとか原野は、要は相続しただけで。○○○○さんの名前にしたんだよな？

林 係 長

○○○○さんの名前もあるし、○○○○さんの名前もあったような気がしますね。でも農地ではないんですけど。農地はこれで終わりだった気がしますね。

早 坂 委 員

農地に関するものはもうこれでなしと。

小 林 局 長

ないと思います。

- 早坂委員 わかりました。
- 円丁会長 他にございませんか。  
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 一 同 (異議なしの声)
- 円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第6議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決決定いたします。
- 日程第7、その他。その他として事務局から何がありますか。  
以上をもちまして本日の日程をすべて終了いたしましたが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。  
なければこれで第5回農業委員会総会終了いたします。本日はご苦労様でした。

議長 円丁辰夫 

会議録署名委員   

会議録署名委員  